（前のページより続き）
○情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**二二七）　一五七
○情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示（**同**二二八）　一五九
○情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示（**同**二二九）　一六〇
○航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**八八〇）　一六三
○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**八八一）　一六五
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（**同**八八二）　一六六
○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（**同**八八三）　一六八
○平成三十年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（**同**八八四）　一六九
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（**同**八八五）　一七一
○先進船舶の対象範囲を定める告示（**同**八八六）　一七二
○先進船舶の導入等の促進に関する基本方針（**同**八八七）　一七三
○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件等の一部を改正する件（**同**八八八）　一七五
○平成二十年国土交通省告示第六百八十六号の一部を改正する件（**同**八八九）　一七八
○低振動型建設機械の指定に関する件（**同**八九〇）　一八〇
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**八九一）　一八三
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**八九二）　一八五
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（**同**八九三）　一八六
○道路に関する件（**東北地方整備局**二〇六～二〇八）　一八九
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**関東地方整備局**二四四）　一九二
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一七六～一八一）　一九六
○道路に関する件（**四国地方整備局**八六～九〇）　一九六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一六四～一六六）　一九七
○道路に関する件（**北海道開発局**一七七）　一九七
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十八年度平成二十九年七月分）、（平成二十九年度平成二十九年七月分）（財務省）　一九七

省　令

○法務省厚生労働省令第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。